

幼稚園における学校評価 ガイドライン

〔平成23年改訂〕



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

平成23年11月15日

はじめに

- 幼稚園における学校評価については、平成14年4月に施行された幼稚園設置基準において、各幼稚園は、自己評価の実施とその結果の公表に努めることとされた。また、保護者等に対する情報提供について、積極的に行うこととされた。さらに、平成19年6月に学校教育法、同年10月に学校教育法施行規則の改正により、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告に関する規定が新たに設けられた。
 - 平成18年3月には、主に市区町村立の義務教育諸学校を対象に「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」が作成された。平成20年1月にその記述を全面的に見直すとともに、従前は含まれていなかった高等学校を対象に加えて、「学校評価ガイドライン〔改訂〕」が作成された。平成22年7月に、学校の第三者評価の在り方に関する記述が充実された「学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕」に改訂されたところである。
 - 幼稚園における学校評価については、平成19年7月に文部科学省初等中等教育局に置かれた「幼稚園における学校評価の推進に関する調査研究協力者会議」における議論を踏まえ、「学校評価ガイドライン〔改訂〕」に示された内容に準ずるとともに、幼稚園の特性を考慮し、平成20年3月に「幼稚園における学校評価ガイドライン」を作成した。さらに今般、「学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕」を踏まえ、第三者評価の記述の充実など幼稚園の特性に応じた学校評価を推進するため、「幼稚園における学校評価ガイドライン〔平成23年改訂〕」に改訂するものである。
 - なお、学校評価を行う場合、保護者が入園を選択するという幼稚園の特性を考えると、幼稚園の基本的な情報を保護者に対して積極的に提供することが前提であり、積極的な情報提供と学校評価は、学校運営の改善を図るための、言わば車の両輪であることも考慮する必要がある。
 - 本ガイドラインは、各幼稚園や設置者における学校評価の取組の参考に資するよう、その目安となる事項を示すものである。したがって、各幼稚園等が行う学校評価が必ずこれに沿って実施されなければならないことを示す性質のものではない。各幼稚園や設置者は、その創意工夫により進めてきた学校評価の取組の中に、本ガイドラインに示された内容を適宜取り込むことにより、園長のリーダーシップの下、全教職員が参加しつつ、学校評価の一層の充実・改善に引き続き尽力されることを期待したい。
 - 文部科学省では、今後とも、各地における学校評価の取組を踏まえ、本ガイドラインがより良いものとなるよう継続的に見直すこととしている。本ガイドラインのさらなる充実に向けて、関係者からの積極的な提言を期待するところである。
- ※ なお、本ガイドラインでは、学校種にかかわらない学校評価全体の記述については、「学校」と記述している。ただし、明らかに幼稚園の特性に着目して記述している部分では、「幼稚園」と記述している。

目 次

1. 幼稚園における学校評価の特性	1
2. 学校評価の目的・定義と流れ	2
① 学校評価の目的	
② 学校評価の定義及び留意点	
③ 学校評価により期待される取組と効果	
3. 学校評価の実施・公表	5
(1) 自己評価	5
① 重点的に取り組むことが必要な目標等の設定	
② 自己評価の評価項目の設定	
③ 全方位的な点検・評価と日常的な点検	
④ 自己評価の実施	
⑤ 自己評価の結果の報告書の作成	
⑥ 自己評価の結果の公表・報告書の設置者への提出	
⑦ 評価の結果と改善方策に基づく取組	
(2) 学校関係者評価	8
① 学校関係者評価の在り方	
② 学校関係者評価委員会	
③ 学校関係者評価の実施	
④ 学校関係者評価の結果の報告書の作成	
⑤ 学校関係者評価の結果の公表・報告書の設置者への提出	
⑥ 評価の結果と改善方策に基づく取組	
(3) 自己評価及び学校関係者評価の評価結果の公表・説明	10
(4) 自己評価及び学校関係者評価の設置者への報告と支援・改善	10
① 設置者への報告	
② 設置者等による支援・改善	
(5) 第三者評価	11
① 第三者評価の特性と意義	
② 第三者評価の実施体制	
③ 第三者評価の評価者	
④ 第三者評価の実施	
⑤ 第三者評価の結果の取りまとめ	
⑥ 第三者評価の結果の取り扱い	
4. 積極的な情報提供	17
《別添1》学校評価の進め方のイメージ例	18
《別添2-1》評価項目・指標等を検討する際の視点となる例	19

《別添 2－2》第三者評価の評価項目・観点の例	23
《別添 3》学校の教育目標等と重点的に取り組むことが必要な目標や計画、 評価項目等の設定の関係例	27
《別添 4》自己評価結果公表シート例	28
《別添 5》提供する情報の例	30
関連資料	32

1. 幼稚園における学校評価の特性

- 教育基本法では、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること、学校教育法では、幼稚園が義務教育及びその後の教育の基礎を培うものであることが規定されている。このように、幼稚園は体系的な教育を組織的に行う学校教育の最初の学校として位置付けられており、学校評価についても他の学校種と同様の法的位置付けの中で行うことになる。
- その一方、幼稚園における教育活動は、教科等の学習を中心とする小学校以降の教育活動とは異なり、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであること、また、幼稚園は義務教育ではないこと、私立幼稚園が多く選択の幅が大きいこと、小・中学校に比較して規模が小さいものが多いことなどの特性がある。

したがって、各幼稚園においては、教育の質を保証し、さらなる向上を図るため、以下のことを十分認識し、学校評価を行う必要がある。
- 第1に、幼稚園の教育活動は、「幼稚園教育要領」に示された内容に基づき実施されるものであり、その実施に当たっては、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること、遊びを通しての総合的な指導が行われるようにすること、一人一人の特性に応じた指導が行われるようにすることを重視して行われなければならないことから、幼稚園の学校評価を行うに当たって特に教育活動の内容を評価する場合は、このことを十分配慮し、適切に行う必要がある。
- 第2に、幼稚園は義務教育ではなく、私立幼稚園など設置主体が多様であり、就園するしないも含めて、選択の幅が大きく、また、各幼稚園は、建学の精神やその教育目標に基づき運営されているので、幼児の健やかな成長のために、保護者にとってその幼稚園の学校運営の状況を学校評価を通して理解することは重要なものとなる。また、それにより、保護者との連携協力の促進を図ることができることとなる。

2. 学校評価の目的・定義と流れ

- 学校は、教育活動その他の学校運営の状況について評価を行ない、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならないものとされている。

① 学校評価の目的

(ア) 学校評価の必要性と目的

- 幼稚園において、幼児がより良い教育活動を享受できるよう、学校運営の改善と発展を目指し、教育の水準の保証と向上を図ることが重要である。
- このことから、学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき、学校及び設置者等が学校運営の改善を図ること、及び、評価結果等を広く保護者等に公表していくことが必要である。
- 学校評価は、以下の3つを目的として実施するものである。

- ・ 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
- ・ 各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
- ・ 各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講ずることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

(イ) 学校評価に関する規定

- 学校評価については、学校教育法第42条（幼稚園については、第28条により準用）及び学校教育法施行規則第66条～第68条（幼稚園については、第39条により準用）により、次のことが必要となる。

- ・ 教職員による自己評価を行い、その結果を公表すること。
- ・ 保護者などの学校の関係者による評価（「学校関係者評価」）を行うとともにその結果を公表するよう努めること。
- ・ 自己評価の結果・学校関係者評価の結果を設置者に報告すること。

② 学校評価の定義及び留意点

- 評価の形態として、次の3つが考えられる。

- ・【自己評価】 各学校の教職員が行う評価
- ・【学校関係者評価】 保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価
- ・【第三者評価】 学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況を踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について専門的視点から行う評価

- なお、学校評価の進め方のイメージ例を、巻末の【別添1】に掲げる。

(ア) 自己評価

- 自己評価は、園長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価を行うものである。
- 自己評価を行う上で、保護者や地域住民を対象とするアンケートによる評価や、保護者等との懇談会を通じて、保護者の幼稚園教育に関する理解や意見、要望を把握することが重要である。
- なお、アンケート等については、学校が、学校の目標等の設定・達成状況や取組の適切さ等について自己評価を行う上での資料ととらえることが適当であり、学校関係者評価とは異なることに留意する。
- 一方、幼稚園においては、園児の送迎や園の行事の際などの保護者とのコミュニケーションの機会を積極的に利用し、保護者の要望や意見を収集する努力も大切である。

(イ) 学校関係者評価

- 学校関係者評価は、保護者、地域住民などにより構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本として行うものである。

(ウ) 第三者評価

- 第三者評価は、学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営全般について、専門的視点から評価を行うものである。
- 第三者評価は、実施者の責任の下で、第三者評価が必要であると判断した場合に行うものであり、法令上、実施義務や実施の努力義務を課すものではない。

③ 学校評価により期待される取組と効果

- 学校評価の結果を踏まえ、各学校が自らその改善に取り組むとともに、評価の結果を学校の設置者等に報告することにより課題意識を共有することが重要である。これを踏まえ、設置者等は予算・人事上の措置や指導主事の派遣を行うなどの適切な支援を行うことが必要である。
- 学校関係者評価の取組を通じて、教職員や保護者、地域住民等が学校運営について意見交換し、学校の現状や取組を知り課題意識を共有することにより、相互理解を深めることが重要である。学校評価を学校・家庭・地域間のコミュニケーション・ツールとして活用することにより、保護者・地域住民の学校運営への参画を促進し、共通理解に立ち家庭や地域に支えられる開かれた学校づくりを進めていくことが期待される。

さらに、学校評価を軸とした情報の共有と連携協力の促進を通じて、学校・家庭・地域それぞれの教育力が高められていくことが期待できる。
- また、第三者評価の取組を通じて、学校が自らの状況を客観的に見ることができるようになるとともに、専門的な分析や助言によって学校の優れた取組や、学校の課題とこれに対する改善方策が明確となる。さらに、学校運営が適切になされているかどうかを確認される。これらの結果、学校の活性化や信頼される魅力ある学校づくりにつながることを期待される。
- 学校評価は、限られた時間や人員を、必要度・緊急度の高い活動や教育効果の高い活動に集中するといった、学校の教育活動の精選・重点化を進める上で重要な役割を果たすものである。学校評価の取組を通じて、学校として組織的に、今、重点的に取り組むべきことは何かを把握し、その伸長・改善に取り組むようになることが期待される。
- 学校評価は、あくまでも学校運営の改善による教育水準の向上を図るための手段であり、それ自体が目的ではない。学校評価の実施そのものが自己目的化してしまわないよう、地域の実情も踏まえた実効性のある学校評価を実施していくことが何よりも重要である。

3. 学校評価の実施・公表

(1) 自己評価

- 自己評価を行うに当たっては、学校の教育目標等を実現するために、重点的に取り組むことが必要な目標や計画の取組状況等を適切に評価できる項目等を各学校の実情に応じて設定し、教育活動を実施する必要がある。また、評価結果を公表することにより、学校運営の質に対する説明責任を果たし、保護者との連携協力を推進することができる。

① 重点的に取り組むことが必要な目標等の設定

- 学校が、教育活動その他の学校運営について、目標(Plan)－実行(Do)－評価(Check)－改善(Action)というPDCAサイクルに基づき継続的に改善していくためには、まず目標を適切に設定することが重要である。
- 各学校においては、目指す子ども像などを示すために学校の教育目標等を設定し、この学校の教育目標等を実現するために教育課程編成の重点その他の運営方針を定めていることが通例である。
- これらをもとに、園長をはじめ教職員の目指す理想、学校の置かれている実情、前年度の学校評価の結果及び改善方策、及び保護者等のアンケートの結果を考慮し、重点的に取り組むことが必要な目標や計画を具体的かつ明確に定めることが必要となる。
- その際、重点的に取り組むことが必要な目標等が、園長のリーダーシップの下、学校の全教職員がそれを意識して取り組むことができるなど実効性あるものとなるよう、学校運営の全分野を網羅して設定するのではなく、学校が伸ばそうとする特色や解決を目指す課題に応じて精選する。
- その他、各学校が目標等を設定する場合には、設置者の学校教育に関する方針も踏まえたものとし、必要に応じて、設置者が目標設定に関する支援を行うことも考えられる。

② 自己評価の評価項目の設定

(ア) 自己評価の評価項目・指標等の設定

- 重点的に取り組むことが必要な目標等の達成に向けた取組などを評価項目として設定する。
また、評価項目の達成状況や達成に向けた取組の状況を把握するために必要な指標や、指標の達成状況等を把握・評価するための基準を、必要に応じて設定することが考えられる。
- 具体的にどのような評価項目・指標等を設定するかは、各学校が学校の状況や地域の実情に基づき判断すべきことであるが、その設定について検討する際の視点となる例を、参考として巻末の【別添2－1】に掲載する。ただし、そのほかの視点も考えられるとともに、適切な評価項目等の内容や数とする必要がある。

- また、参考として、学校の教育目標等と重点的に取り組むことが必要な目標や計画、評価項目等の設定の関係例を巻末の【別添3】に示した。

(イ) 成果への着目と取組（プロセス）への着目

- 評価項目等には、目標の達成状況を把握するための（成果に着目する）ものと、達成に向けた取組の状況を把握するための（取組に着目する）ものがあり、適切に設定することが望ましい。

③ 全方位的な点検・評価と日常的な点検

- 学校が抱える課題等を把握するためには、全方位的な点検・評価も重要である。あまりに重点化された目標等を指向するのみでは、学校運営全体における力点の置き方に均衡を失する可能性もある。このことから、日々の学校運営の中で必要に応じ幅広い「全方位型」の点検等を適宜行うことが大切であり、例えば、一定の時期（数年に一度など）に学校の取組の状況について全方位的なチェックを行うことなどが考えられる。また、1回の評価で全方位的な点検・評価をするのではなく、数回の実施により、多岐の領域を評価していくことも考えられる。
- さらに、学校評価の取組とは別に、学校として当然に満たすべき法令上の諸基準等を満たしているかどうかという合规性のチェックも重要である。

④ 自己評価の実施

- 自己評価は、園長のリーダーシップの下、全教職員が参加して組織的に取り組むことが重要である。また、必要に応じて、学校評価委員会などの組織を校内に設けることも考えられる。
- 各学校は、設定した評価項目等を用いて、目標の達成状況や達成に向けた取組の状況を把握・整理する。その結果をもとに、これまで進めてきた教育活動その他の学校運営に関する取組が適切かどうかを評価し、その結果を踏まえた今後の改善方策を検討する。
- 自己評価を行う上で、保護者等から寄せられた具体的な意見や要望、アンケート等の結果を活用する。
その際、集計・分析等に要する事務量にかんがみ、評価項目等との関連を図りつつ、適切な項目を設定して行うことが必要である。
なお、アンケート等の実施に当たっては、匿名性の担保に配慮する。
- 自己評価は、各学校・地方公共団体の事情に応じて、教育活動の区切りとなる適切な時期に行うことがふさわしいが、1年度に少なくとも1回は実施する必要がある。
また、評価項目等の内容や教育活動の実施状況等によって中間的な評価を実施し、評価項目等をより適切なものに見直すことが考えられる。

⑤ 自己評価の結果の報告書の作成

- 各学校は、自己評価の結果を報告書に取りまとめる。
- 自己評価の結果の報告書には、重点的に取り組むことが必要な学校評価の目標や計画、その達成状況及び取組の適切さ等の評価結果や分析に加え、それらを踏まえた今後の改善方策について、簡潔かつ明瞭に記述する。

⑥ 自己評価の結果の公表・報告書の設置者への提出

- 各学校は、自己評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善方策を、広く保護者や地域住民等に公表することが必要である。例として、巻末の【別添4】のようなフォーマットで公表する方法も考えられる。
- 評価結果を公表することによって、各学校の良さや課題が明らかになり、学校における教育の信頼性が高まることになる。また、それにより保護者と連携協力することが必要な内容を明らかにすることができる。
- 公表の内容については、各学校において様々に工夫し、公表した評価結果が各学校の今後の教育に役立つようにすることが大切である。
- また、評価の方法については、「可否」「5段階評価」などが考えられるが、その場合においても、指標や基準等の内容及び評価の根拠等について記述することが望ましい。
- 評価を行った場合、翌年度等に向けて取り組むべき課題も示すことが必要であるが、その際には、現状において改善が必要な課題だけでなく、現状において達成されていると評価した視点についても、さらに充実させるために、課題とすることも考えられる。
- さらに、各学校は、自己評価の結果及び今後の改善方策を取りまとめた報告書を設置者に提出する。

⑦ 評価の結果と改善方策に基づく取組

- 各学校は、自己評価の結果及び今後の改善方策を、適宜具体的な取組の改善を図ることに活用する。
さらに、自己評価の結果について評価する学校関係者評価の結果を踏まえ、自己評価及び今後の改善方策について見直しを行い、それを今後の目標設定や取組の改善に反映させる。
- 学校が改善のための具体的な取組を進めるに当たっては、設置者等による支援・改善と連携しつつ進める。

(2) 学校関係者評価

- 学校関係者評価は、保護者や地域住民等の学校関係者等が、自己評価の結果を評価すること等を通じて、自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深めて相互の連携を促し、学校運営の改善への協力を促進することを目的として行うものである。

① 学校関係者評価の在り方

- 学校関係者評価は、自己評価の結果について評価を行うことを基本とする。
- 学校及び学校関係者評価の評価者は、評価を進めるに当たり、学校関係者評価が学校と保護者・地域を結ぶコミュニケーション・ツールであることに留意する。
そのため、学校は、学校の状況や努力が評価者に理解されるよう十分な情報提供や学校の公開を行うことが必要である。また、評価者は、学校に対して意見を述べるとともに、家庭・地域においては学校運営改善のための窓口の一つであると同時に学校の理解者としてその努力を伝えていくことが期待される。

② 学校関係者評価委員会

- 各学校は、単独であるいは複数の学校ごとに、保護者や地域住民などの学校関係者により構成される委員会（以下「学校関係者評価委員会」という。）を置くことが考えられる。
- 学校関係者評価においては、その学校と直接の関係のある保護者等を評価者とするのが適当であり、その際、幼児を基点に学校と密接な関わりを有する保護者が、学校評価とそれを通じた学校運営の改善に参画することが重要である。このことから、その学校に在籍する幼児の保護者を評価者に加えることを基本とする。
その他、例えば、学校評議員、地域住民や地元企業関係者、子どもの健全育成・安全確保の観点から青少年健全育成関係団体や警察の関係者等を加えることが考えられる。また、接続する小学校の教職員や大学の研究者等を評価者として加えることにより評価を受けることも考えられる。
- 学校関係者評価委員会を新たに組織することにかえて、学校評議員や学校運営協議会等の既存の組織を活用して評価を行うことも考えられる。ただし、学校関係者評価の取組が一部だけのものとならず、透明性が高く広がりをもったものとなるよう配慮する。
- また、評価者への就任を依頼する際には、学校訪問や評価の取りまとめの作成、幼児に関する個人情報の保護、守秘義務など、どのような負担等が生じるかを説明し、あらかじめ各評価者の理解を得ることが必要であるが、過度の負担が生じないようにすることが大切である。

③ 学校関係者評価の実施

- 学校関係者評価委員会が評価を行うに先立ち、教育活動の参観や、学校との間で十分な意見交換等を行い、学校の状況について共通理解が深められるよう留意する。

- 学校関係者評価委員会は、学校が行った自己評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善方策について評価することを基本とする。具体的には、下記の内容などを評価することが考えられる。

- ・ 自己評価の結果の内容が適切かどうか
- ・ 自己評価の結果を踏まえた今後の改善方策が適切かどうか
- ・ 重点的に取り組むことが必要な目標や計画、評価項目等が適切かどうか
- ・ 学校運営の改善に向けた取組が適切かどうか

④ 学校関係者評価の結果の報告書の作成

- 学校関係者評価委員会等は、評価の結果を取りまとめる。
- その際、学校関係者評価の結果の報告書を、自己評価の結果の報告書と併せて作成することも考えられる。

⑤ 学校関係者評価の結果の公表・報告書の設置者への提出

- 各学校は、学校関係者評価の結果及び今後の改善方策について、保護者や地域住民等に公表するとともに、報告書を設置者に提出する。

⑥ 評価の結果と改善方策に基づく取組

- 各学校は、学校評価を実効性ある取組とするため、自己評価及び学校関係者評価の結果並びに今後の改善方策を、次年度の重点目標等の設定に反映したり、具体的な取組の改善を図ることに活用する。
- 学校が改善のための具体的な取組を進めるに当たっては、設置者等による支援・改善と連携しつつ進める。

(3) 自己評価及び学校関係者評価の評価結果の公表・説明

(ア) 学校評価の結果と改善方策の公表

- 各学校は、自己評価及び学校関係者評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善方策を、園便りへの掲載等の方法により広く保護者に公表する。
さらに、PTA総会を活用して保護者等を対象とした説明を行ったり、学校のホームページや地域広報誌への掲載等の方法により、より広く内容が周知されるよう留意する。

(イ) 公表に当たっての工夫等

- 評価結果及びそれを踏まえた今後の改善方策の公表に当たっては、適宜公表する内容等を工夫する。

(4) 自己評価及び学校関係者評価の設置者への報告と支援・改善

① 設置者への報告

- 各学校は、自己評価及び学校関係者評価の結果並びにそれらを踏まえた今後の改善方策を取りまとめた報告書を設置者に提出する。
これらを一つの報告書にまとめて提出することも考えられる。
- その際、自己評価を行う際に利用した保護者や地域住民からの意見や要望、アンケート等の結果等の具体の情報・資料を含める。

② 設置者等による支援・改善

(ア) 評価結果等に基づく学校の支援・改善

- 設置者は、各学校の評価結果の報告書に示された学校の特色や課題に向けた取組状況等により、各学校の教育活動その他の学校運営の状況を把握し、その状況や必要性を踏まえて、学校に対する支援や条件整備等の改善を適切に行う。

(イ) 評価者の研修

- 各学校における学校評価の取組の中心となる教職員の研修や、保護者など学校関係者評価の評価者の知識の向上等を目的とした研修の充実を図る必要がある。

(5) 第三者評価

- 第三者評価は、学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うものと位置付けられる。
- 第三者評価の主たる目的は、学校運営の改善による教育水準の向上にある。
- 第三者評価では、各学校の目標の設定・達成に向けた取組状況など学校運営の在り方について、自己評価や学校関係者評価に加えて、学校評価全体を充実する観点から評価し、その結果を踏まえて、学校の優れた取組や今後の学校運営の改善につながるための課題や改善の方向性等を提示することを基本とすることが適当である。

必要に応じて教育に関する諸基準への適合のための取組体制等の評価という監査的要素も盛り込んでいくことが考えられる。なお、その場合には、財務監査や行政監査は財務や業務の適正化の観点から行われるものであり、幼児がより良い教育活動を享受できるよう学校運営の改善と発展を目指すための取組である学校評価とは、その目的、役割が異なるものであることに留意する必要がある。

① 第三者評価の特性と意義

- 自己評価や学校関係者評価を最大限有効に活用し、学校運営の改善をより確実に進めていくためには、これらの評価に加えて、学校運営の質を確認するとともに、学校の優れた取組や改善すべき課題などを学校や設置者等が改めて認識できるよう取組を行うことが重要である。

このため、学校教育法に規定されている学校評価の一環として、学校とその設置者が実施者となり、「第三者評価」として次のような評価を実施していくことが有効である。

 - ・ 保護者や地域住民による評価とは異なる、幼児教育や学校のマネジメント等について専門性を有する者による専門的視点からの評価
 - ・ 各学校と直接の関係を有しない者による、当該学校の教職員や保護者等とは異なる立場からの評価
- このような第三者評価の実施を通じて、学校が自らの状況を客観的に見ることができるようになるとともに、専門的な分析や助言によって学校の優れた取組や、学校の課題とそれに対する改善方策が明確となり、具体的な学校運営の改善に踏み出すことができるようになるなど、学校の活性化につながることを期待される。また、学校運営が適切になされているかどうかを確認され、信頼される魅力ある学校づくりにつながるという意義もある。さらに、学校のみならず設置者である教育委員会等の取組状況に対する専門的立場からの評価ともなり、その結果、学校だけでは解決が困難な課題も含めて、設置者である教育委員会等の支援や改善を促す効果も期待できる。これらがあいまって教育水準の向上が図られることとなるものである。
- 第三者評価が有効に機能するためには、自己評価や学校関係者評価が適切に行わ

れていることが必要であるが、同時に第三者評価には自己評価や学校関係者評価が効果的に実施されているかどうかを検証し、学校評価システム全体の実効性を高めるという役割も期待される。

② 第三者評価の実施体制

- 第三者評価は、学校とその設置者が実施者となり、その責任の下で、第三者評価が必要であると判断した場合に行うものであり、法令上、実施義務や実施の努力義務を課すものではない。
- 具体的な評価の実施体制については、地域や学校の実情等に応じて、次のような取組を含め柔軟に対応することが考えられる。
 - (ア) 学校関係者評価の評価者の中に、学校運営に関する外部の専門家を加え、学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価を行う。
 - (イ) 一定の地域内の複数の学校が協力して、互いの学校の教職員を第三者評価の評価者として評価を行う。
 - (ウ) 学校運営に関する外部の専門家を中心とする評価チームを編成し、評価を行う。
- (ア) の評価を行う際には、評価に参加する外部の専門家が、評価活動だけでなく、自己評価や学校関係者評価の実施に関する助言を行うなど、学校評価プロセス全体の改善に関与してもらうなどの運用も効果的である。
- (イ) の評価を行う際には、評価者が互いに評価し合う関係となるため、馴れ合いにならず、新たな気づきをもたらすような評価を実践できるよう工夫が求められる。また、幼稚園と小学校等、一定の地域内の接続する学校間で協力して実施すれば、当該学校間の連携協力を図る上で有効である。
- (ウ) の評価を行う際の主な留意点は次のとおり。
 - ・ 評価者の確保や事務局体制の整備など、実施に際しての実施者の負担が大きいため、負担とメリットを十分に考量して実施することが求められる。
 - ・ 評価を受ける学校の理解を十分に得た上で実施することが、評価の実効性を確保する上で重要である。
 - ・ 評価実施の負担を軽減するため、例えば、複数の設置者間での連携や都道府県による支援など、必要に応じて学校の設置者を超えて広域的な連携を図ることも考えられる。
 - ・ 評価チームにおいては、評価プロセス全体を主導し、評価結果を取りまとめる役割を担う、主たる責任者を明確にしておくことが望ましい。
- (ア) 及び (ウ) の方法においては、学校運営に関する外部の専門家の確保に際して、設置者が専門家に関する情報を収集・提供するなど、積極的な役割を担うことが求められる。
- また、実施体制にかかわらず、第三者評価を行う際には、次の諸点に留意して評価を実施することが求められる。
 - ・ 法令上実施が義務付けられている自己評価と、実施が努力義務となっている学校関係者評価が十分に行われることが重要であり、その上で、第三者評価の導入により、学校評価全体が充実したものとなることが望まれる。

- ・ 学校評価はあくまでも学校運営改善のための手段である点に留意しつつ、第三者評価によって期待される効果と、実施のために必要な様々な負担を考量し、必要最小限の負担で最大限の効果を得られるよう工夫することが求められる。

③ 第三者評価の評価者

(ア) 評価者の在り方

- 第三者評価の評価者は、学校運営について専門的視点から評価を行い、その結果を踏まえ、学校の優れた取組や今後の学校運営の改善につなげるための課題、改善の方向性等を提示することのできる者とするのが適当である。
- 具体的には、次のような者の中から、実施者が評価者としてふさわしい識見や能力、すなわち、評価項目に即した専門性や知見及び具体的な評価活動を担うことができる経験や能力を有していると適切に判断した上で、評価者を選定することが必要である。特に、幼稚園の学校評価をより実効性のあるものとするためには、幼児教育の特性を十分に理解した評価者が評価を行うことが重要であるため、設置者等が実施する評価者の研修を受けた者等を第三者評価の評価者として活用することも効果的である。
 - ・ 教育学等を専門とする大学教授等（教育学部等や教職大学院の教授等）
 - ・ 園長経験者や指導主事経験者など、学校運営に関与した経験のある者
 - ・ （公立学校の場合は他の地方公共団体の）教育委員会の指導主事・管理主事、他の学校の教職員等、学校の教育活動等に造詣の深い者
 - ・ 学校運営に関連する知見を有する民間研究機関等（調査研究機関、NPO法人等）の構成員
 - ・ PTAや青少年団体など学校と地域の連携に取り組んでいる団体の統轄団体の役員など、学校と地域の連携に関する知見を有する者
 - ・ 組織管理に造詣の深い企業や監査法人等の構成員
- なお、評価者の構成については、評価項目に即して適当な者を選定することとなるが、一面的な評価とならないよう、極端な偏りのないものとするのが望まれる。
- 学校評価の評価結果は学校運営の改善に生かされることとなるので、評価者は、その責任と役割を十分に理解する必要がある。
- 評価者への就任の依頼に際しては、幼児等の個人情報保護や守秘義務などについてあらかじめ説明し、理解を得る必要がある。

(イ) 実施者との関係

- 実施者は、当該第三者評価にふさわしい評価者を選定する責任がある。
- 評価者は、実施者の責任の下に行われる第三者評価の趣旨や実施者が定める評価項目・実施方法に基づき第三者評価を行う立場にある。評価者である学校評価に精通した有識者から実施者が第三者評価の実施についてアドバイスをもらう場合も考えられるが、この場合は、評価者とは別の立場から行っているものと考えられる。

- 評価者が評価を行うに当たっては、実務上様々な点において実施者からの協力を受けることが必要であり、実施者も評価者が適切に評価を行えるよう条件を整備することが必要である。また、実施者である学校とその設置者は、評価を受ける立場でもあることを十分踏まえる必要がある。このことから、実施者には、評価者が公正に自らの責任で評価を行えるよう評価者の構成や評価プロセスの透明性等に十分配慮することが求められる。

④ 第三者評価の実施

(ア) 評価項目等

- 評価項目については、実施者が教育活動その他の学校運営について、学校や地域の実情及び自己評価や学校関係者評価の結果等を踏まえて設定する。
- 限られた日程で効果的な評価を実施するためには、学校や設置者が課題と認識している事項や、それまでの評価において指摘された課題等を踏まえつつ、評価項目を重点化することが重要である。
- 評価項目の設定に際しては、第三者評価の評価項目・指標等を設定する際の参考として巻末に示した【別添2-2】を参考とすることが考えられる。ただし、これらはいくまで例示に過ぎないものであり、その全てを網羅して取り組む必要はない。
- 学校等の負担軽減の観点から、例えば、あらかじめ一般的に考えられる評価項目については、複数校について共通評価項目を設けておき、その中から第三者評価の実施者が必要な項目に重点化して評価項目を設定することなども考えられる。特に財務面など、教育に関する諸基準への適合性が重視される事項の評価を行う場合には、共通の評価項目を用いて評価を行うことで、評価者と評価対象校の双方の負担軽減につながることを考えられる。
- なお、学校運営の改善を進めていく上では、学校と設置者等の適切な連携が不可欠であることから、両者の連携の状況についても評価の対象とすることが求められる。その際、公立学校の第三者評価については、教育委員会の自己点検・評価の結果を評価の際の資料として活用することも望まれる。

(イ) 専門的助言等

- 学校運営の継続的改善を図る観点から、地域や学校の実情に応じ、例えば、運営改善のための専門的助言や、過去の第三者評価を踏まえた評価（改善状況等のフォローアップ等）を行うことも有効である。
- 具体的な改善提案などの踏み込んだ専門的助言を行うためには、詳細かつ包括的な評価が必要となり、①評価者の確保、②評価日程の長期化、③専門的助言の妥当性についての責任の所在などの課題があることに留意する必要がある。第三者評価においてどこまで専門的助言等を得るかは、実施者が地域・学校の実情や評価者確保の状況などを踏まえて判断することが適当である。

(ウ) 実施時期・日程等

- 実施時期や日程等については、予算編成や人事異動など、学校運営の改善プロセスに影響する要素も勘案しつつ、実施者が自己評価や学校関係者評価の実施状況等も踏まえて適切に決定する。

その際、第三者評価が学校運営の改善に確実に結び付くよう、各学校・地域の実情に配慮することが重要である。

具体的には、単年度の取組を評価対象とする場合や、より中長期的な取組を評価対象とする場合など、様々な方法が考えられる。

(エ) 効率的・効果的な評価の実施

- 限られた日程で適切な評価を実施するためには、事前に十分な余裕を持って評価者が評価対象校の情報を得られるようにすることで、実効性のある調査日程を組むことができるよう配慮するとともに、評価者間であらかじめ重点となる評価項目等について共通理解を深めておくことが重要である。
- 学校の負担を軽減し、評価を効率的に進めるため、その手順等について事前に評価者と評価対象校との間で打合せをしておくことや、評価に際して可能な限り既存の資料を活用し、やむを得ず評価対象校に新たな資料の作成を求める場合は、最小限に留めることが望ましい。
- 具体的な評価活動としては、書面やデータのみをもって評価するのではなく、実際に教育活動の観察、教職員等からのヒアリングなどを実施することが大切である。その際、幼児への教育活動に支障を来さないよう十分に配慮することが必要である。
- 第三者評価の実施に当たっては、過度に学校の事務負担が増えないように配慮する必要がある。また、学校においても、第三者評価に係る事務を組織的・効率的に処理するための工夫が求められる。

⑤ 第三者評価の結果の取りまとめ

- 評価結果の取りまとめは、評価者が自ら責任を持って行うことが求められる。また、複数の評価者が評価を行う場合には、主たる責任者が中心となって取りまとめを行うことが望ましい。
- 評価結果の取りまとめに当たっては、優れた取組や今後の学校運営の改善につなげるための課題や改善の方向性等について盛り込むことが重要である。また、客観的事実を取りまとめるにとどまらず、課題等の背景について専門的な視点から分析を加えるなど、専門家による専門的視点からの評価ならでの工夫が求められる。
- 評価結果を確実に改善に結び付けていくためには、まずは評価対象校が評価結果を適切に理解し、その内容について納得できるようにすることが重要である。

このため、評価者には、例えば、次のような工夫を講ずるよう努めることが望まれる。

 - ・ 評価の判断の根拠となった情報を明らかにする。
 - ・ 評価結果の取りまとめの過程で、評価対象校と事実誤認の有無等について協議

する機会を設ける。

- ・ 学校が単独で改善に取り組めるものと、設置者等による支援が必要なもの、保護者や地域の協力等が望まれるものを区別した上で、課題や改善の方向性等を提示する。

⑥ 第三者評価の結果の取り扱い

- 評価結果の評価対象校への報告は、報告書を評価対象校に提出するなどして行う。その際、例えば、評価対象校に評価者が事後訪問して評価結果について説明や意見交換を行うことなどを含め、報告の方法について工夫することが望ましい。
- 評価結果には、学校の設置者や教職員の任命権者の支援が不可欠なものが含まれることが想定されるため、設置者等に対しても報告することが望ましい。なお、教職員の任命権者が学校の設置者と異なる場合には、任命権者への報告は、設置者を通じて行うことが現実的である。
- 学校は、評価結果を踏まえて自ら学校運営の改善に努めるとともに、学校の説明責任という観点のみならず、保護者や地域住民が学校の現状を理解し、運営に積極的に協力、参画する土壌をつくるためにも、評価結果について保護者等が理解しやすい形で積極的に説明や情報提供していくことが望まれる。ただし、保護者等への説明等にとどまらず広く公表することについては、個人情報保護の観点等に留意して、慎重に取り扱うことが望まれる。
- 設置者等は、評価結果を踏まえて、明らかとなった課題に対して学校と協力してどのように取り組むかを具体的に検討し、学校の支援や必要な改善措置を講ずることが求められる。同時に、設置者等として評価結果を日常的な学校の指導等に活用していくことが望まれる。なお、公立学校の第三者評価については、その評価結果を教育委員会の自己点検・評価の際の資料として活用していくことも望まれる。

4. 積極的な情報提供

- 学校は、保護者や地域住民等の学校に対する理解を促進し、連携協力を推進するために、学校の基本的な情報を積極的に提供することが大切である。提供する内容については、各学校の実情に応じて十分検討する必要がある。

(ア) 情報提供の必要性と期待される効果

- 学校評価の結果はもとより、学校に関する基礎的情報を含む必要な情報が分かりやすく示され、その学校がどのような学校であり、どのような状況にあるのかなど、学校全体の状況が把握できるような情報が提供されていることが重要である。
- 幼稚園は、特に保護者との連携が重要であること、また、幼稚園は義務教育ではない、入園の選択幅が大きい等の特性を考慮すれば、学校評価を行う前提として、幼稚園の基本的な情報は積極的に提供しておくことが不可欠である。
- 併せて、学校の立場から見たときに、学校の情報の提供は自らの良さや努力、また取り組みたいと考えている事柄を外に向かってアピールし、あるいは抱えている課題を率直に広く示すことにより、保護者や地域住民等の理解や支援を得ることができる絶好の機会となる。

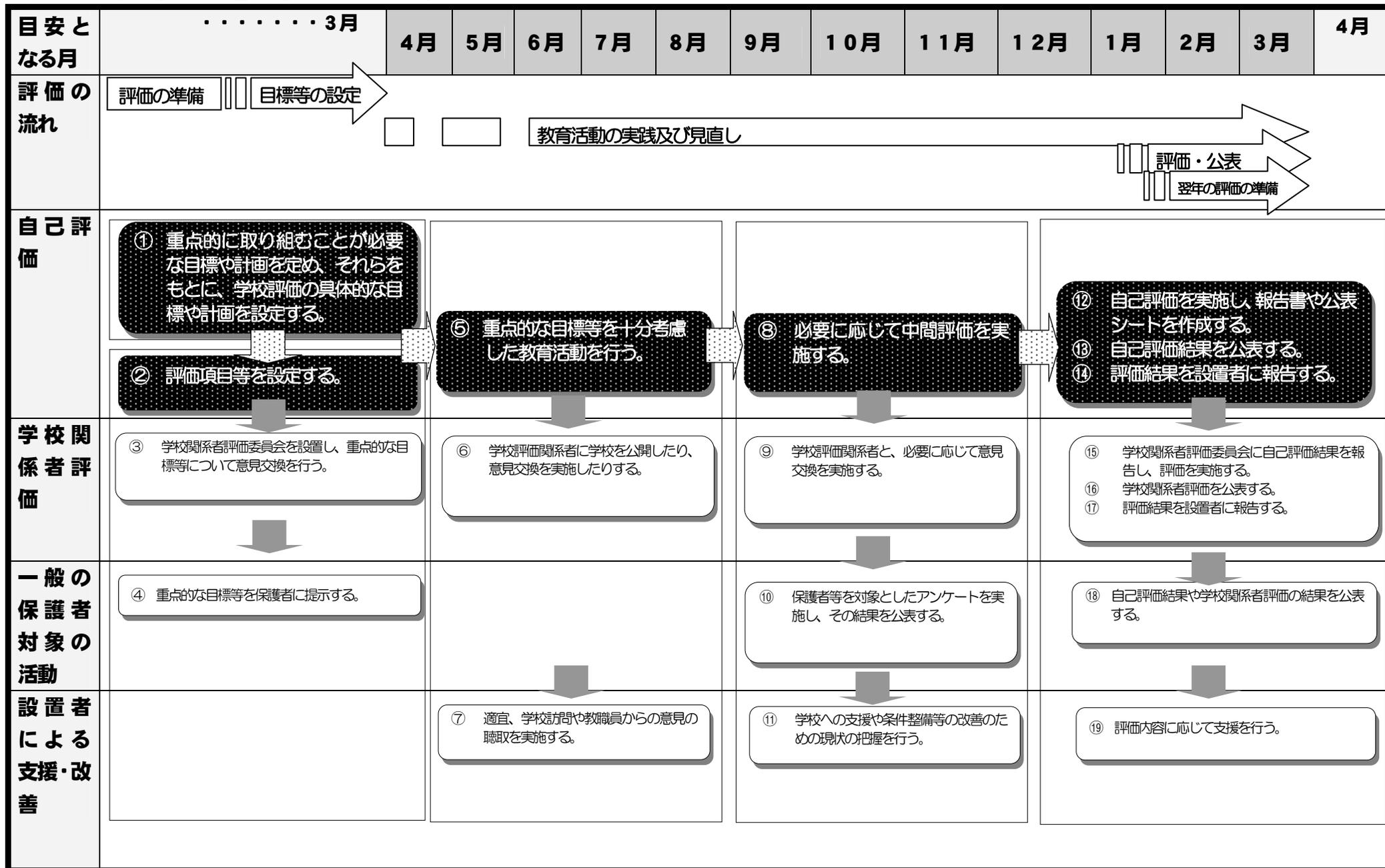
(イ) 情報提供の在り方

- 情報提供については、学校教育法第43条（幼稚園については、第28条により準用）に規定されており、提供する情報については、各学校が判断すべきことであるが、各学校において情報提供に取り組む際の参考として、提供する情報の例を巻末に【別添5】として掲載する。この他にも財務状況等もあり、必ずしも例示にとらわれる必要はなく、学校の実情、保護者や地域の要望、実施する学校評価の内容等を考慮しながら各学校で検討し、できるだけ多くの情報を提供することが重要である。
- また、各学校は、学校運営に関する情報や資料を日常的・組織的に収集・整理し、学校評価や保護者等に対する情報提供等に積極的に活用することが重要である。学校運営に関する情報の体系的な整理と活用は、それ自体が組織的な学校運営や業務の効率化等に資するものでもある。
- そのためには、設置者が学校運営に関する情報の整理について統一的な方針を示すことや、ICTや学校事務の共同実施体制を活用するなどして、学校運営に関する情報を活用しやすいよう、統一的に整理していくことなども大切である。

(ウ) 情報提供に当たっての留意事項

- 提供内容・方法については、個人情報の保護に配慮しながら、学校の活動の様子が分かる写真等を用い、園便りやホームページを使用することも効果がある。

別添1 学校評価の進め方のイメージ例



※矢印の方向性は評価を行う際の順序を示すものであり、各項目の関係性を示すものではない。

別添2-1 評価項目・指標等を検討する際の視点となる例

- 各幼稚園や設置者において、評価項目・指標等の設定について検討する際の視点となる例として考えられるものを、便宜的に分類した学校運営における12分野ごとに例示する。
- ただし、これらは、あくまでも例示に過ぎないものであり、一度にその全てを網羅して取り組むことは必ずしも望ましくない。また、各幼稚園の重点的に取り組むことが必要な学校評価の具体的な目標等を達成するために、必要な項目・指標等を設定することが重要である。
- 以下に掲げた例については、内容に応じて再掲したため、重複しているものがある。

○教育課程・指導

- ・ 建学の精神や教育目標に基づいた幼稚園の運営状況
- ・ 幼稚園の状況を踏まえた教育目標等の設定状況
- ・ 幼稚園の教育課程の編成・実施の考え方についての教職員間の共通理解の状況
- ・ 学校行事の管理・実施体制の状況
- ・ 教育週数、1日の教育時間の状況
- ・ 年間の指導計画や週案などの作成の状況
- ・ 幼小の円滑な連携・接続に関する工夫の状況
- ・ 遊具・用具の活用
- ・ ティーム保育などにおける教員間の協力的な指導の状況
- ・ 幼児に適した環境に整備されているかなど、学級経営の状況
- ・ 幼稚園教育要領の内容に沿った幼児の発達に即した指導の状況
 - ・ 環境を通して行う幼稚園教育の実施の状況
 - ・ 幼児との信頼関係の構築の状況
 - ・ 幼児の主体的な活動の尊重
 - ・ 遊びを通しての総合的な指導の状況
 - ・ 一人一人の発達の特性に応じた指導の状況 など

○保健管理

- ・ 家庭や地域の保健・医療機関等との連携の状況
- ・ 法定の学校保健計画の作成・実施の状況、学校環境衛生の管理状況
- ・ 日常の健康観察や、疾病予防のための取組、健康診断の実施の状況

○安全管理

- ・ 事故等の緊急事態発生時の対応の状況
- ・ 家庭や地域の関係機関、団体との連携の状況
- ・ 法定の学校安全計画や、学校防災計画等の作成・実施の状況
- ・ 危機管理マニュアル等の作成・活用の状況
- ・ 安全点検（通園路の安全点検を含む）や、教職員・幼児の安全対応能力の向上を図るための取組の状況

○特別支援教育

- ・ 特別支援学校の幼児などとの交流の状況
- ・ 医療、福祉など関係機関との連携の状況
- ・ 園内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名や園内研修の実施等、特別支援教育のための園内支援体制の整備の状況
- ・ 個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成の状況
- ・ 家庭との連携状況

○組織運営

- ・ 園長など管理職の教育目標等の達成に向けたリーダーシップの状況、また、他の教職員からの信頼の状況
- ・ 校務分掌や主任制等が適切に機能するなど、学校の明確な運営・責任体制の整備の状況
- ・ 職員会議等の運営状況
- ・ 学校の財務運営の状況（学校が管理する資金の予算執行に関する計画、執行・決算・監査の状況等）やその公開状況
- ・ 勤務時間管理状況等、サービス監督の状況
- ・ 各種文書や個人情報等の学校が保有する情報の管理の状況、また、教職員への情報の取扱方針の周知の状況
- ・ 学校運営のための諸事務等の情報化の状況
- ・ 学校保健安全法、労働基準法等の各種法令の遵守状況

○研修（資質向上の取組）

- ・保育研究の継続的实施など、指導改善の取組の状況
- ・園内における研修の実施体制の整備状況
- ・園内研修の課題の設定の状況
- ・園内研修・園外研修の実施・参加状況
- ・臨時採用・非常勤講師等の非正規採用教員の資質の確保・向上に向けた取組の状況
- ・指導が不適切である教員の状況の把握と対応の状況
- ・上級免許や他の資格等の取得状況

○教育目標・学校評価

○教育目標の設定と自己評価の実施状況

- ・幼児や幼稚園の実態、保護者や地域住民の意見・要望等を踏まえた学校としての目標等の設定の状況
- ・学校の状況を踏まえ重点化された短(中)期の目標等の設定の状況
- ・目標等を踏まえた自己評価の項目の設定の状況
- ・自己評価が年に1回以上定期的に行われているかなど実施の状況
- ・自己評価の結果の翌年度の目標等の改善への活用状況
- ・全教職員が評価に関与しているかなど体制の状況
- ・外部アンケート等の実施と自己評価への活用状況
- ・自己評価の結果の設置者への報告の状況
- ・学校の目標・計画等

○学校関係者評価の実施状況

- ・保護者その他の学校の関係者による主体的・能動的な評価が年に1回以上定期的に行われているかなど実施の状況
- ・学校関係者評価が自己評価の結果を踏まえたものとなっているかなどの状況
- ・学校関係者評価のための組織（学校関係者評価委員会のほか、学校評議員や学校運営協議会等の既存の組織を活用する場合を含む）の構成等の状況
- ・学校関係者評価の評価者の構成の状況（保護者が含まれているか、など）
- ・学校関係者評価の結果の翌年度の目標等の改善への活用状況
- ・学校関係者評価の結果の設置者への報告の状況

○学校に対する保護者の意見・要望等の状況

- ・保護者の満足度の把握の状況
- ・教育相談体制の整備状況、保護者の意見や要望の把握・対応状況

○情報提供

- ・学校に関する様々な情報の提供状況
- ・学校公開の実施の状況
- ・幼児の個人情報の保護の状況
- ・学校評価（自己評価・学校関係者評価等）結果の公表状況
- ・園便りや学級便りの発行など、主として保護者を対象とした情報の提供状況
- ・情報提供手段として、ホームページを活用するなど、広く周知するための工夫の状況

○保護者・地域住民との連携

- ・学校運営へのP T A（保護者）、地域住民の参画及び協力の状況
- ・地域住民から寄せられた具体的な意見や要望の把握・対応の状況
- ・学校評議員やP T A（保護者）との懇談の実施状況や学校運営協議会の運営状況
- ・P T Aや地域団体との連絡の充実の状況
- ・地域の自然や文化財、伝統行事などの教育資源の活用状況
- ・地域の人材など外部人材の活用状況
- ・保護者・地域住民を対象とするアンケートの結果

○子育て支援

- ・地域や保護者の実情や要望による幼稚園の子育ての支援活動の実施状況
- ・教職員のカウンセリングの基礎の理解と相談機能の状況
- ・他の関係機関との連携状況

○預かり保育

- ・保護者の実情や要望による預かり保育の実施状況
- ・園や教職員による受入れ体制の状況
- ・幼稚園の目的、教育課程との関連、幼児の負担、家庭との連携等への配慮

○教育環境整備

○施設・設備

- ・施設・設備の活用（余裕教室等の活用を含む）状況
- ・設置者と連携した施設・設備の安全・維持管理のための点検の取組の状況
- ・設置者と連携した施設・設備の安全・維持管理のための整備（耐震化、アスベスト対策を含む）の状況
- ・設置者と連携した学校教育の情報化の状況

○遊具・用具・図書等

- ・設置者と連携した遊具・用具・図書等の整備の状況
- ・設置者と連携した学習・生活環境の充実のための取組状況

別添2-2 第三者評価の評価項目・観点の例

- 実際の評価の際は、これらの項目全てを網羅して取り組むのではなく、評価項目を重点化することが重要である。

■ 組織運営等の状況

○ 学校の組織運営の状況

- ・ 園長など管理職は、適切にリーダーシップを発揮し、他の教職員から信頼を得ているか
- ・ 校務分掌や主任制が適切に機能するなど、組織的な運営・責任体制が整備されているか
- ・ 職員会議等が学校運営において有効に機能しているか
- ・ 勤務時間管理等、サービス監督が適切に行われているか
- ・ 学校が管理する資金の経理など、学校の財務運営が適切に行われているか
- ・ 学校の財務運営状況が適切に公開されているか
- ・ 危機管理やリスク管理、情報管理等の方針が示され、関係者に周知されているか
- ・ 学校保健安全法、労働基準法等の各種法令が遵守されているか

○ 学校と設置者の連携の状況

- ・ 設置者が明確な教育方針等を示し、それに基づいて教育活動その他の学校運営を行うよう指導しているか
- ・ 設置者の示す明確な教育方針等に基づいて教育目標を設定し、教育活動その他の学校運営を行っているか
- ・ 学校の裁量により執行できる予算の措置など、学校の裁量を高め、学校が自ら改善策を講じやすくする工夫がなされているか
- ・ 学校と設置者が、幼児の状況（幼児の発達の状況等）や安全管理等（不審者情報等）に関する情報を適切に共有しているか
- ・ 学校が課題と考える事項について設置者と共通理解が図られているか
- ・ 学校と設置者が連携し、施設・設備の整備・活用等が適切に図られているか
- ・ 学校と設置者が連携し、遊具・用具・図書等の整備や学校教育の情報化が適切になされているか

○ 目標設定と自己評価の状況

- ・ 幼児や幼稚園の実態、保護者や地域の意見・要望等を踏まえて教育目標を設定しているか
- ・ 学校の状況を踏まえ重点化された中・短期の目標が定められているか
- ・ 自己評価の項目は、学校の重点目標を踏まえたものになっているか
- ・ 自己評価の結果が具体的な学校運営の改善に活用されているか
- ・ 自己評価が組織的に実施されているか
- ・ 外部アンケート等を実施し、自己評価を行う上での参考としているか、また保護者の匿名性の担保に配慮しているか

■組織運営等の状況

○学校関係者評価の状況

- ・学校関係者評価が自己評価の結果を踏まえて実施されているか
- ・学校関係者評価のための体制は適切か
- ・学校関係者評価の結果が具体的な学校運営の改善に活用されているか

■指導等の状況

○教育課程・指導等の状況

- ・建学の精神や教育目標に基づいた幼稚園の運営がなされているか
- ・幼稚園の状況を踏まえた教育目標等が設定されているか
- ・学校の教育目標を踏まえて教育課程が編成・実施され、その考え方について教職員間で共有されているか
- ・学校行事が適切な管理体制の下に実施されているか
- ・教育週数、1日の教育時間が適切に確保されているか
- ・年間の指導計画や週案などが適切に作成されているか
- ・幼小の円滑な連携・接続に関する取組がなされているか
- ・日々の保育において遊具・用具の活用が図られているか
- ・チーム保育などにおける教員間の協力的な指導が適切な役割分担の下、なされているか
- ・幼児に適した環境が整備されているかなど、学級経営の状況が適切か
- ・幼稚園教育要領の内容に沿った幼児の発達に即した指導が適切に行われているか
 - ・環境を通して行う幼稚園教育が適切に実施されているか
 - ・幼児との信頼関係の構築が図られているか
 - ・幼児の主体的な活動が尊重されているか
 - ・遊びを通じた総合的な指導が適切に行われているか
 - ・一人一人の発達の特性に応じた指導が適切に行われているか

など

○特別支援教育の状況

- ・特別支援教育のための園内支援体制（園内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名、研修の実施等）が適切に整備されているか
- ・特別な支援を必要とする幼児について、個別の指導計画や個別の教育支援計画が適切に作成されているか
- ・特別支援学校の幼児などとの交流が適切に行われているか
- ・特別な支援を必要とする幼児について、家庭及び医療や福祉などの関係機関との連携が適切に図られているか

■指導等の状況

○教職員の研修の状況

- ・ 保育研究を全教員が行うことや、保育研究を継続的に実施することなどを通じ、指導改善に全校的に取り組んでいるか
- ・ 園内研修の課題が適切に設定され、実施されているか
- ・ 教職員が積極的に園内研修・園外研修に参加しているか
- ・ 臨時的に任用された教員（臨時採用・非常勤講師等）の資質の確保・向上を図る取組が行われているか
- ・ 教員の指導の状況を的確に把握するとともに、指導が不適切な教員への対応が適切になされているか
- ・ 園長等の管理職が定期的に保育観察を行い、教員に対して適切な指導・助言をしているか
- ・ 上級免許や他の資格等の取得を推進するための取組が行われているか

■保健・安全管理の状況

○保健管理の状況

- ・ 法定の学校保健計画が作成され、適切に実施されているか
- ・ 日常の健康観察や、疾病予防のための取組、健康診断が適切に実施されているか
- ・ 家庭や地域の保健・医療機関等との連携協力の下で保健指導が行われているか

○安全管理の状況

- ・ 学校事故や不審者の侵入等の緊急事態発生時に適切に対応できるよう、危機管理マニュアル等が作成され、活用されているか
- ・ 法定の学校安全計画や、学校防災計画等は作成・実施されているか
- ・ 園舎や通園路等の安全点検や教職員・幼児の安全対応能力の向上を図るための取組が定期的に行われているか
- ・ 家庭や地域の関係機関、団体との連携を図りつつ、幼児の安全を確保するための具体的な取組が行われているか

■家庭・地域との連携協力の状況

○学校に対する保護者の意見・要望等の状況

- ・保護者の学校への満足度や要望を把握するための取組を行っているか
- ・保護者から寄せられた具体的な意見や要望に、適切に対応しているか
- ・保育など学校に対する評価が実施されている場合、評価を行った保護者の匿名性の担保に配慮しているか

○学校に関する情報提供の状況

- ・学校に対する様々な情報が、分かりやすく、かつ適切な分量で提供されているか
- ・幼児等の個人情報の保護と積極的な情報提供とのバランスに配慮しているか
- ・園便りや学級便りの発行など、主として保護者を対象とした情報の伝達・公開が適切に行われているか
- ・ホームページの活用をはじめ、広く地域住民等に学校に関する情報を周知し、提供するための取組を行っているか
- ・ホームページに園長名、学校の所在地、連絡先、学級数、幼児数、教育課程などの基本的な情報が提供され、情報が定期的に更新されているか
- ・保護者を対象に学校の教育活動についての説明会を実施したり、園便りを地域に配付したり掲示板等に張り出すなど、学校に関する様々な情報が、その想定される受け手に応じた多様な媒体を用いて提供されているか

○保護者・地域社会との連携の状況

- ・保護者、地域住民は学校運営に積極的に参画し、協力しているか
- ・保護者や地域住民の意見を取り入れる機会を積極的に設けているか、また、保護者や地域住民から寄せられた具体的な要望や意見を把握し、適切に対応しているか
- ・地域の自然や文化財、伝統行事などの教育資源が活用されているか
- ・地域の人材などを活用し、保育をより良いものとする取組を行っているか

○子育て支援の状況

- ・地域や保護者の実情や要望による幼稚園の子育ての支援活動が適切に実施されているか
- ・教職員がカウンセリングの基礎を理解し、幼稚園としての相談機能を十分果たすことができているか
- ・他の関係機関との連携が適切になされているか

○預かり保育の状況

- ・保護者の実情や要望による預かり保育が適切に実施されているか
- ・園や教職員による受入れ体制が十分に整っているか
- ・預かり保育の実施について、幼稚園の目的、教育課程との関連、幼児の負担、家庭との連携等への配慮が適切になされているか

別添 3 学校の教育目標等と重点的に取り組むことが必要な目標や計画、評価項目等の設定の関係例

建学の精神や学校の教育目標

《学校の運営方針》

教育課程編成の重点等

※ 安全や教職員の研修、予算執行、教育課程等学校の全ての内容に係る運営の計画であり、数年ごとに見直されるのが一般的

園長のリーダーシップの下
重点的に取り組むことが必要な目標や計画を定め
学校評価の具体的な目標や計画を設定する

※ 定めた内容は、特に教育課程に関するものと、その他の学校運営に関するものとなるのが一般的

「学校評価の具体的な目標や計画」に関する取組や成果を適切に評価するための評価項目を設定

「評価項目」の達成状況等を把握するために必要な指標を設定

「指標」の達成状況等を把握・評価するための基準を設定

評価の結果

フィードバック

- ・ 重点的に取り組むことが必要な目標や計画は、教育課程に関するものと、その他の学校運営に関するものが考えられる。実際には教育課程に関するものに偏りがちなので、留意する必要がある。
- ・ 評価の結果は、「教育課程編成の重点」をはじめ「運営方針」の見直しのきっかけとなることが考えられる。それらをもとに翌年度の重点的な目標等を設定する必要がある。
- ・ 「指標」や「基準」は必要に応じて設定するものであり、園長と教職員の内容を、実情に応じて別々に設定することも考えられる。

別添4 自己評価結果公表シート例

1. 学校の教育目標

--

2. 本年度に定めた重点的に取り組むことが必要な目標や計画をもとに設定した学校評価の具体的な目標や計画

--

3. 評価項目の達成及び取組状況

評価項目	結果	理 由
(1)		
(2)		
(3)		
:		
:		

4. 学校評価の具体的な目標や計画の総合的な評価結果

結果	理 由

◎「3. 4.」の評価結果の表示方法

A	十分達成されている
B	達成されている
C	取り組まれているが、成果が十分でない
D	取組が不十分である

5. 今後取り組むべき課題

課 題	具体的な取組方法

※記入に際しての留意点

- 「3. 評価項目の達成及び取組状況」の理由については、指標や基準等の内容に基づいた成果や取組の状況、評価結果の根拠を記入する。
- 「4. 学校評価の具体的な目標や計画の総合的な評価結果」については、「3. 評価項目の達成及び取組状況」を総合的に評価して記入する。
- 「5. 今後取り組むべき課題」については、評価項目を課題とするだけでなく、指標や基準等、できるだけ具体的な視点から課題を記入することが望ましい。
- このシートを作成するに当たり、教職員の「個人評価シート」や、個々の指標や基準等を評価する「補助シート」を作成することも考えられる。

別添5 提供する情報の例

①教育方針について

- ・建学の精神や教育目標
- ・短期や中長期の具体的な目標
- ・学校の運営方針や教育課程

②教職員について

- ・教職員数及び勤続年数の分布
- ・所有する免許の種別や他の資格
- ・研修の実績及び研修制度について

③園児について

- ・園児数や学級数

④施設・整備について

- ・園庭や園舎、敷地の面積
- ・遊具の種類や設置状況
- ・安全にかかる配慮

⑤保育料等について

- ・入園料、保育料、給食費

⑥教育内容等について

- ・教育時間や教育内容、及び休業日
- ・季節の行事や遠足、保育参観・参加の実施状況

⑦預かり保育について

⑧子育ての支援について

- ・対象者や活動の実施内容及び実施状況

⑨給食等の実施状況について

⑩保護者会等の活動状況について

⑪登園・降園について

- ・通園方法
- ・安全対策

⑫園児募集について

- ・見学会、説明会の日程
- ・障害のある幼児の入園相談の実施

⑬学校評価結果について

關 連 資 料

幼稚園における学校評価に係る関係法令

○学校教育法（抄）

第28条 第37条第6項、第8項及び第12項から第17項まで並びに第42条から第44条までの規定は、幼稚園に準用する。

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営に関する情報を積極的に提供するものとする。

○学校教育法施行規則（抄）

第39条 第48条、第49条、第54条、第59条から第68条までの規定は、幼稚園に準用する。

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条 小学校は、第66条第1項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

「幼稚園における学校評価ガイドライン〔平成23年改訂〕」の改訂のポイント

- 平成22年7月に改訂された「学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕」を踏まえ、平成20年3月に策定した「幼稚園における学校評価ガイドライン」を改訂。

＜改訂の主なポイント＞

- 幼稚園における第三者評価に係る内容(第三者評価の進め方や評価項目・観点の例など)を新たに追加・充実。(ガイドラインp.3~4、p.11~16、p.23~26)
- 幼稚園における学校評価の特性(ガイドラインp.1)、学校評価により期待される取組と効果(ガイドラインp.4)、学校関係者評価(ガイドラインp.8)、情報提供の在り方(ガイドラインp.17)に関する記述を充実。

＜第三者評価について＞

(第三者評価とは)

- ・学校教育法に規定されている学校評価の一環として、学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うもの。

(第三者評価の評価者)

- ・学校運営について専門的視点から評価を行うことができる者(例えば、教育学等を専門とする大学教授等、園長経験者等)の中から、実施者がふさわしい識見や能力を有すると判断した上で選定。

(第三者評価の実施体制)

- ・学校とその設置者が実施者となり、その責任の下で、第三者評価が必要であると判断した場合に実施。(法令上の実施義務や努力義務を課すものではない。)
- ・具体的な実施体制については、地域や学校の実情に応じて、次のような取組を含め柔軟に対応。
〔例〕(ア) 学校関係者評価の中に学校運営に関する外部の専門家を加えるなどして、学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価を行う。
(イ) 一定の地域内の複数の学校が協力して、互いの学校の教職員を第三者評価の評価者として評価を行う。
(ウ) 学校運営に関する外部の専門家を中心とする評価チームを編成し、評価を行う。

(第三者評価の評価結果)

- ・評価者が責任を持って評価結果の取りまとめを行い、評価結果を評価対象校及び設置者等に報告。
- ・学校は、評価結果を踏まえて、自ら学校運営の改善に努めるとともに、評価結果を保護者等の学校関係者に説明、情報提供。
- ・設置者は、評価結果を踏まえて、学校の支援や必要な改善措置を講ずる。

(参考)「幼稚園における学校評価ガイドライン〔平成23年改訂〕」の概要について

「幼稚園における学校評価ガイドライン〔平成23年改訂〕」の特徴

- 「学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕」に準ずる。
- 幼稚園の特性(教科等の学習を中心とする教育ではないこと、入園の選択幅が大きいこと、規模が比較的小さいこと等)を考慮して作成。

- ・ 学校評価の進め方のイメージ例として、実施の目安となる時期や評価の流れなどを記載。(別添1)
- ・ 幼稚園の特性を考慮し、自己評価や第三者評価の評価項目等について幼稚園独自の視点や観点の例を記載。(別添2-1, 2)
- ・ 学校の教育目標等と学校評価との関係をイメージしやすくするため、学校の教育目標等と重点的に取り組むことが必要な目標や計画、評価項目等の設定の関係例を記載。(別添3)
- ・ 保護者や地域住民が理解しやすいように公表を行う必要があるため、自己評価結果を公表するためのシートの例を参考として記載。(別添4)
- ・ 各幼稚園において情報提供に取り組む際の参考として、提供する情報の例を記載。(別添5)

「幼稚園における学校評価ガイドライン〔平成23年改訂〕」の構成

1. 幼稚園における学校評価の特性
 2. 学校評価の目的・定義と流れ
 3. 学校評価の実施・公表
 - (1) 自己評価
 - (2) 学校関係者評価
 - (3) 自己評価及び学校関係者評価の評価結果の公表・説明
 - (4) 自己評価及び学校関係者評価の設置者への報告と支援・改善
 - (5) 第三者評価
 4. 積極的な情報提供
- 《別添資料》
- (別添1) 学校評価の進め方のイメージ例
 - (別添2-1) 評価項目・指標等を検討する際の視点となる例
 - (別添2-2) 第三者評価の評価項目・観点の例
 - (別添3) 学校の教育目標等と重点的に取り組むことが必要な目標や計画、評価項目等の設定の関係例
 - (別添4) 自己評価結果公表シート例
 - (別添5) 提供する情報の例

※アンダーライン箇所……新たに追加した事項